

議案第 19 号

市内中学生熱中症事故調査委員会への諮問について

市内中学生熱中症事故調査委員会条例第 2 条の規定に基づき下記の事項を諮問したいから、生駒市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則（昭和 60 年 4 月生駒市教育委員会規則第 6 号）第 2 条第 10 号の規定により、教育委員会の議決を求める。

平成 28 年 10 月 24 日提出

生駒市教育委員会

教育長 中 田 好 昭

記

諮問事項

市内中学生熱中症事故の事実関係、原因及び再発防止について